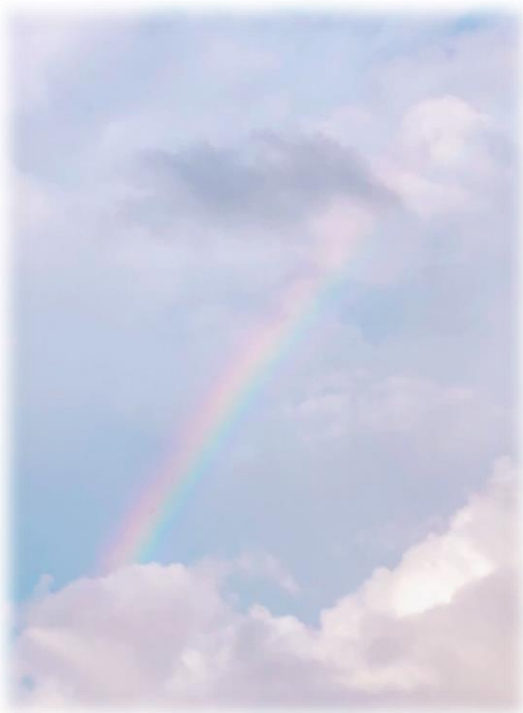


指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

相談支援センターにじ



相談支援専門員が障害福祉サービスにかかわる相談に応じ地域で安心して暮らすお手伝いをさせていただきます

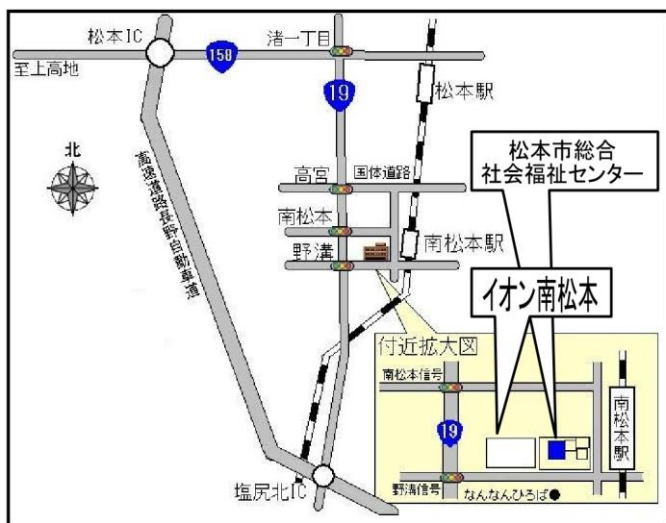
社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

相談支援センター にじ

開所日 月～金
(土、日曜日、祝日、年末年始はお休みです)

相談受付時間 午前8時30分～午後5時15分




〒390-0833


長野県松本市双葉4-16

松本市総合社会福祉センター内

TEL(0263)28-7855 FAX(0263)29-0064




地域で生活をされている障がい児・者の方が、自らの能力を最大限に生かしさまざまな支援サービスを活用し、できる限り地域社会の中で、自分らしく生活できるように支援します。



**Q.相談支援センターにじでは
どんなことをしているの？**

**A.障害福祉サービス事業所のご紹介や
利用のお手伝いをします**



**Q.障害福祉サービスって
どんなものがあるの？**

例えば・・


○訪問系サービス
(ヘルパー)

○居住系サービス
(グループホーム等)

○障害児通所支援
(児童発達支援、
放課後等デイサービス)

○日中活動系サービス
(就労継続支援、
生活介護等)

他にも各市町村の地域生活支援事業などがあります



障害福祉サービスを利用するまでの流れ

① 相談受付

※ ご自宅に訪問して
お話をお聞きます。

② アセスメント

- ・ 自宅訪問
- ・ 聞き取り

③ 「サービス等利用計画」案の作成

④ 支援者会議の実施

⑤ 「サービス等利用計画」の作成・提出

サービスは、
行政の支給決定後から
ご利用いただけます。

⑥ サービス提供開始

⑦ モニタリング

サービスご利用の
様子や感想をお聞きし
ます。

※ご利用料金は市町村から直接当事業所が受領するため、
自己負担はありません

平成 30 年 10 月より精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を終了した常勤の職員を 1 名配置しています。
(精神障がい者支援体制加算を算定しています。)